

建築確認・検査申請手数料

表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

床面積		確認審査	特定中間	完了検査	完了検査 (中間がある場合)
A ≤ 100	法6条の4該当	25,000	-	28,000	-
	特例なし (構造:仕様規定)	45,000	28,000	40,000	38,000
	特例なし (構造:許容応力度)	65,000			
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	32,000	-	34,000	-
	特例なし (構造:仕様規定)	57,000	40,000	48,000	46,000
	特例なし (構造:許容応力度)	87,000			
200 < A ≤ 300	特例なし (構造:仕様規定)	80,000	66,000	65,000	62,000
	特例なし (構造:許容応力度)	110,000			
300 < A ≤ 500		132,000	80,000	84,000	82,000
500 < A ≤ 1,000		165,000	108,000	143,000	140,000
1,000 < A ≤ 2,000		230,000	156,000	165,000	162,000
2,000 < A ≤ 3,000		320,000	192,000	220,000	218,000
3,000 < A ≤ 4,000		380,000	204,000	242,000	240,000
4,000 < A ≤ 5,000		450,000	228,000	275,000	272,000
5,000 < A ≤ 6,000		530,000	264,000	297,000	294,000
6,000 < A ≤ 8,000		550,000	276,000	319,000	316,000
8,000 < A ≤ 10,000		580,000	288,000	352,000	350,000
10,000 < A ≤ 20,000		670,000	360,000	385,000	382,000
20,000 < A ≤ 50,000		850,000	408,000	484,000	482,000
50,000 < A ≤ 100,000		1,440,000	744,000	836,000	834,000
100,000 < A		1,840,000	1,020,000	1,045,000	1,042,000
昇降機 (エレベーター等)		25,000	/	30,000	計画変更 12,000
昇降機 (ホームエレベーター等)		20,000		25,000	計画変更 10,000
工作物		28,000		28,000	計画変更 12,000
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)		別途見積		別途見積	計画変更 別途見積
令138条第3項2号		別途見積		別途見積	計画変更 別途見積

- ※1 住宅性能評価・長期・フラット35(耐震性)で耐震基準の確認を弊社で行っている場合は、建築確認手数料より15,000円減額します。
- ※2 省エネ審査基準を仕様規定とする場合は確認審査手数料に表2の額を加算します。
- ※3 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表3の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も同様とします。
- ※4 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」と小規模伝統的木造建築物等基準を適用する申請は、表4の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※5 表5に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。

- ※6 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以下は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※7 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以下の場合は、手数料12,000円とします。
- ※8 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※9 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※10 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は200㎡以下は30,000円、200㎡超～500㎡以下は40,000円、500㎡超は50,000円を加算します。
- ※11 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の1/2に該当する面積で算定します。
- ※12 仮使用認定(一般)については、仮使用対象部分の床面積に基づく完了検査手数料に、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※13 仮使用認定(一般)についての完了検査手数料は、仮使用部分を除いた面積区分で算出し、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※14 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円を加算します。
- ※15 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、200㎡以下は20,000円、200㎡超は30,000円とします。
- ※16 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターを指します。
- ※17 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置を指します。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※18 規則第3条の2第10号に該当する軽微変更(省エネ適判を除く)は、5,000円を加算します。
- ※19 省エネ適合性判定等(省エネ適合性判定通知書または設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を含む。)を要した建築物の完了検査は表6-1の額を加算します。
- ※20 省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更(ルートAまたはルートB)の審査を要する場合は、住宅は表6-2、非住宅建築物は6-3-1、6-3-2の額を加算します。
- ※21 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、法6条の4に該当する建築物は20,000円、それ以外の規模における建築物で1,000㎡以下は50,000円、1,000㎡超は80,000円、昇降機及び工作物は10,000円を加算します。
- ※22 島しょ部への検査の場合は、10,000円を加算します。(ただし、橋で繋がっている島は除く)
- ※23 「計画通知」の手数料についても、同様に準用します。
- ※24 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 省エネ仕様規定加算(確認) ※2

一戸建ての住宅		12,000
共同住宅・長屋 (a)+(b)×戸数	基本料金(a)	20,000
	戸当たり(b)	2,000

(非課税単位:円)

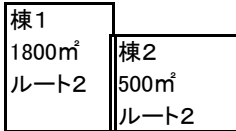
表3 構造別棟加算 ※3

A ≤ 500	50,000	※4 計算例 棟1 1800㎡ ルート3 棟2 500㎡ ルート3 別棟 2棟 延べ面積 2300㎡ 手数料計算 確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料 320,000 + (2 - 1) × 90,000 = 410,000	
500 < A ≤ 1,000	70,000	棟1 1800㎡ ルート3 棟2 500㎡ ルート3 Exp. J 構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡	
1,000 < A ≤ 10,000	90,000		
10,000 < A	150,000		

(単位㎡)

(非課税単位:円)

表4 ルート2基準、小規模伝統的木造建築物等基準※審査加算 ※4

$A \leq 1,000$	120,000	※5 計算例(ルート2+ルート2)  構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡ Exp. J 構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 410,000 + 180,000 + 120,000 = 710,000
$1,000 < A \leq 2,000$	180,000	
$2,000 < A \leq 10,000$	210,000	
$10,000 < A \leq 50,000$	250,000	
$50,000 < A$	420,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

※小規模建築物をルート3、限界耐力計算等により安全性を検証したもの(法第20条第1項第四号口)
 (構造設計一級建築士が設計又は確認したものに限り)

表5 特殊検討加算 ※5

天空率	道路斜線	10,000	
	隣地斜線	10,000	
	北側斜線	10,000	
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	40,000	
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000	
	$10,000 < A$	80,000	
避難安全検証法	床面積	区画避難・階避難 全館避難(階数1)	全館避難(階数2以上)
	$A \leq 2,000$	40,000	60,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000	90,000
	$10,000 < A$	80,000	120,000
特定天井	床面積	特定天井	落下防止措置
	$200 < A \leq 500$	70,000	126,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000	198,000
	$1,000 < A$	150,000	270,000

(単位㎡)

(非課税単位:円)

※避難安全検証法において、区画避難、階避難または棟が複数ある場合は、区画、階または棟ごとに算定した額を加算します。

※特定天井が複数ある場合は、適用する箇所毎の額を加算します。

※耐火・防火区画検証法において、区画または棟が複数ある場合は区画または棟ごとに算定した額を加算します。

表6-1 省エネ適合性判定等を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※19

床面積	工場等	工場等以外(住宅等を含む)
$A \leq 100$	8,000	10,000
$100 < A \leq 200$	10,000	12,000
$200 < A \leq 300$	13,000	16,000
$300 < A \leq 500$	17,000	21,000
$500 < A \leq 1,000$	29,000	36,000
$1,000 < A \leq 2,000$	33,000	41,000
$2,000 < A \leq 3,000$	44,000	55,000
$3,000 < A \leq 4,000$	48,000	61,000
$4,000 < A \leq 5,000$	55,000	69,000
$5,000 < A \leq 6,000$	59,000	74,000
$6,000 < A \leq 8,000$	64,000	80,000
$8,000 < A \leq 10,000$	70,000	88,000
$10,000 < A \leq 20,000$	77,000	96,000
$20,000 < A \leq 50,000$	97,000	121,000
$50,000 < A \leq 100,000$	167,000	209,000
$100,000 < A$	209,000	261,000

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-2 【住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更の完了検査割り増し手数料 ※20

	戸建住宅	共同住宅等※3				
		住戸のみ (a)+(b) × 戸数		建物全体 (a)+(b) × 戸数+(c)		
		基本料金 (a)	戸建単価 (b)	基本料金 (a)	全住戸単価 (b)	共用部 (c)
ルートA加算	3,000	8,000	500	8,000	500	8,000
ルートB加算	12,000	25,000	1,000	25,000	1,000	25,000

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-3-1 【非住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更【ルートA】の完了検査割り増し手数料 ※20

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 200$	1,500	3,100	3,900	7,700
$200 < A \leq 300$	2,200	4,400	5,500	11,000
$300 < A \leq 500$	3,500	7,000	8,800	17,600
$500 < A \leq 1,000$	6,100	12,100	14,500	29,000
$1,000 < A \leq 2,000$	7,700	15,500	17,400	34,800
$2,000 < A \leq 3,000$	8,800	17,600	19,600	39,200
$3,000 < A \leq 4,000$	9,900	19,800	21,800	43,600
$4,000 < A \leq 5,000$	12,100	24,200	24,200	48,400
$5,000 < A \leq 10,000$	16,500	32,900	30,300	60,500
$10,000 < A \leq 20,000$	19,400	38,700	33,900	67,800
$20,000 < A \leq 50,000$	23,200	46,500	38,700	77,400
$50,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

表6-3-2 【非住宅】

省エネ適合性判定等を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※20

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 200$	5,000	9,000	12,000	23,000
$200 < A \leq 300$	7,000	13,000	17,000	33,000
$300 < A \leq 500$	11,000	21,000	26,000	53,000
$500 < A \leq 1,000$	18,000	36,000	44,000	87,000
$1,000 < A \leq 2,000$	23,000	46,000	52,000	104,000
$2,000 < A \leq 3,000$	26,000	53,000	59,000	117,000
$3,000 < A \leq 4,000$	30,000	59,000	65,000	131,000
$4,000 < A \leq 5,000$	36,000	73,000	73,000	145,000
$5,000 < A \leq 10,000$	49,000	99,000	91,000	182,000
$10,000 < A \leq 20,000$	58,000	116,000	102,000	203,000
$20,000 < A \leq 50,000$	70,000	139,000	116,000	232,000
$50,000 < A$	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(単位㎡)

※特記事項あり下記★参照

(非課税単位:円)

★表6-1、6-2、6-3-1、6-3-2の特記事項

- ・省エネ適合性判定等とは、省エネ適合性判定通知書または設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を含みます。
- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物(棟)ごとに算出した額の合計とします。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が省エネ適合性判定等を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とします。
- ・非住宅建築物で一つの棟に複数用途がある場合は、建築物全体の床面積を工場等以外の欄の額とします。
- ・複合建築物(一つの棟に住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、住宅と非住宅それぞれの手数料区分の合計とします。
- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている建築物は完了検査手数料に8,000円加算します。
- ・その他特殊事情は、別途協議により算出します。

◎ 旧建築基準法(2025年3月31日以前)による確認手続きに対する加算額の取り扱いについて

- ・ 旧4号建築物で2025年4月1日以降に工事着手されたものについては、下表に定める料金を、中間検査、完了検査または仮使用認定手数料に加算します。

省エネ※ (仕様規定)	一戸建ての住宅		12,000
	共同住宅・長屋 (a)+(b)×戸数	基本料金(a)	20,000
			戸当たり(b)
構造 その他	A ≤ 100	仕様規定	20,000
		許容応力度計算	40,000
	100 < A ≤ 200	仕様規定	25,000
		許容応力度計算	55,000
	200 < A ≤ 300	仕様規定	40,000
		許容応力度計算	80,000
	300 < A ≤ 500	許容応力度計算	100,000
	A ≤ 500	ルート2構造審査	50,000

(単位㎡)

(非課税単位:円)

※省エネ審査基準を仕様規定とする場合の加算額です。

但し、住宅等で性能規定(標準計算)または非住宅の場合は、省エネ適合性判定等が必要となります。

建築物省エネ法判定

【住宅に係る判定料金】

	戸建住宅	共同住宅等※2				
		住戸のみ (a)+(b)×戸数		建物全体 (a)+(b)×戸数+(c)		
		基本料金(a)	戸建単価(b)	基本料金(a)	全住戸単価(b)	共用部(c)
一般料金	38,500	93,500	4,400	93,500	4,400	93,500
評価書等有※1	8,800	一般料金の1/2		一般料金の1/2		
軽微(ルートC)	19,800	46,200	2,200	46,200	2,200	46,200
計画変更	19,800	46,200	2,200	46,200	2,200	46,200

(税込単位:円)

【非住宅に係る判定料金】

床面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
A ≤ 200㎡	15,400	30,800	38,500	77,000
200㎡ < A ≤ 300㎡	22,000	44,000	55,000	110,000
300㎡ < A ≤ 500㎡	35,200	70,400	88,000	176,000
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	60,500	121,000	145,200	290,400
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	77,000	154,900	173,800	347,600
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	88,000	176,000	195,800	391,600
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	99,000	198,000	217,800	435,600
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	121,000	242,000	242,000	484,000
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	164,600	329,100	302,500	605,000
10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	193,600	387,200	338,800	677,600
20,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	232,300	464,600	387,200	774,400
50,000㎡ < A	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更※3	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

(税込単位:円)

※1 評価書等有とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級および一次エネ等級が確認できるものを指します。

※2 店舗兼用住宅などにおいて、棟全体で住宅部分が1住戸のみの場合は、戸建住宅の額とします。

※3 用途の変更の場合に限ります。(計算方法が変更となる場合は新築時の面積区分の額とします)

- 床面積は、新築、増築又は改築する部分の面積とします。
- モデル建物法には小規模版を含むものとします。
- 標準入力法には主要室入力法を含むものとします。
- 工場等とは建築基準法の用途区分が次のものとします。
 - 工場 ○自動車修理工場 ○倉庫 ○自動車車庫 ○自転車駐車場 ○卸売市場
 - 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設 ○農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 複合建築物(一つの棟に住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、住宅と非住宅それぞれの手数料区分の合計とします。
- 非住宅建築物で一つの棟に複数用途がある場合は、建築物全体の床面積を工場等以外の額とします。
- 計画変更および軽微変更(ルートC)の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額とします。
- 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断します。
- 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とします。
- 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合は、11,000円とします。
- 「計画通知」の手数料についても、同様に準用します。
- その他特殊事情は、別途協議により算出します。

国土交通省より修正の指示があった場合、変更となる可能性があります。

木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断及び改修耐震診断評価(総合評価) ※1.2	57,200
②木造住宅改修耐震診断評価 ※3	49,500
③木造住宅改修耐震診断変更評価 ※4	22,000
④評価証の再交付	1,100

(税込単位:円)

※1 耐震診断評価のみの評価は実施しません。

※2 耐震診断評価及び改修耐震診断評価の総合評価の場合のみ、耐震診断評価も合わせて実施します。

※3 他機関等で耐震診断評価を実施し、当社で改修診断評価のみを実施する場合の額とします。

※4 当社以外で耐震改修評価を実施した場合の変更評価については②の額とします。